



平成 27 年 8 月 12 日

各 位

会 社 名 ハイブリッド・サービス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 吉田 弘明  
(コード番号：2743 JASDAQ)  
問 合 せ 先 取締役副社長兼コーポレート本部長 本瀬 建  
(TEL. 03-6731-3414)

### 第三者割当により発行される新株式及び第 3 回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成27年8月12日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当により発行される株式の募集（以下「本新株式」という。）及び第3回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。なお、本新株式及び本新株予約権の発行は、平成27年9月18日開催予定の当社臨時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることを条件としております。

#### 1. 募集の概要

##### <本新株式の募集の概要>

(1) 払込期日	平成 27 年 9 月 30 日
(2) 発行新株式数	1, 389, 000 株
(3) 発行価額	1 株につき 216 円
(4) 調達資金の額	300, 024, 000 円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取り概算額については、下記 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期をご参照下さい。
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての株式を BENEFIT POWER INC. に割り当てる。
(6) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とします。

##### <本新株予約権の募集の概要>

(1) 割当日	平成 27 年 9 月 30 日
(2) 新株予約権の総数	45, 840 個
(3) 発行価額	総額 12, 881, 040 円（新株予約権 1 個当たり 281 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	4, 584, 000 株
(5) 資金調達の額	1, 113, 041, 040 円 (内訳) 新株予約権発行分 12, 881, 040 円 新株予約権行使分 1, 100, 160, 000 円 上記資金調達の額は、本新株予約権の払込金の総額に、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。新株

	予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記資金調達の額は減少します。
(6)行使価額	行使価額は240円
(7)募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 BENEFIT POWER INC. 25,000個 後方支援投資事業組合 20,840個
(8)その他	① 取得条項 当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、行使価額の150%を上回った場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の20取引日前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金281円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。  ② 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。  ③ その他 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

(注) 末尾に本新株予約権の発行要項を添付しております。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 資金調達の目的及び理由

当社は、昭和61年の創業以来、トナーカートリッジ、インクジェットカートリッジ、インクリボン等の販売において、特定メーカーの枠に縛られない独立系販売という機能を活かし、大手国内商社、メーカー系販売会社及び貿易会社から大量仕入ルートを確認し、メーカーブランド品や汎用品に関わらず、市場ニーズに応える品揃えを可能にすることで、マーケティングサプライ品（プリンタ印字廻りの消耗品）のワンストップ・ベンダーとしての体制を確立し、全国の有力な卸・小売業者、カタログ/インターネット通販企業向けなどに販売してまいりました。

当社グループの経営目標として、事業の選択と集中により収益性の高い分野へ経営資源を投下し、体質改善を図ると共に、新規商品の投入と拡販、全社的業務プロセスの見直し、機能共有による組織の合理化を推進することにより、すべての事業セグメントにおいて利益を創出する事業基盤の構築を経営目標としております。

当社グループは、マーケティングサプライ品（プリンタ印字廻りの消耗品）の分野において特定メーカーの枠に縛られない独立系販売会社として、大手国内商社、メーカー系販売会社及び貿易会社からの海外調達を含む独自の仕入ルートの開拓による商品調達力を強みに、メーカーブランド品や汎用品に関わらず、市場ニーズに応える商品を提供しております。トナーカートリッジやインクジェットカートリッジ等のマーケティングサプライ品のワンストップ・ベンダーとして、当該商品を全国の有力な卸・小売業者や、カタログ/インターネット通販企業等に販売し、かかる事業分野において長年事業基盤を築いてまいりました。さらに、3Dプリンタ、雑貨等の新商材（マーケティングサプライ品（プリンタ廻りの消耗品）以外）の獲得、「ハイブリッド・デポ」代理店制度の立上げに取り組んでおります。

#### 【マーケティングサプライ事業における事業成長に向けた取り組み】

- ・マーケティングサプライ品（プリンタ廻りの消耗品）及び新商材の獲得、新商材の開発
- ・販売先・販売店様向けサービス体制の強化

しかしながら、新商材の取り扱い品数の拡大や「ハイブリッド・デポ」代理店の拡大には一定の期間を要すると想定しており、特に、当該事業におけるマーケティングサプライ品の在庫量の減少から、マーケティングサプライ品のワンストップ・ベンダーでありながらも一部商品を品切れにより供給できない等、機会損失が発生している状況であります。このような状況を解決するためには、商品在庫（トナーカートリッジ、インクカートリッジ等）拡充の為及び好条件での取引による仕入れ単価の低い取引による仕入れの仕入れ資金を調達することにより、トナーカートリッジ、インクカートリッジ等のマーケティングサプライ品の在庫量を拡充することが必要です。

また、当社グループは、多様化するすべての販売先・販売店様のニーズと信頼に応えるべく、事業展開を行ってまいりましたが、政府が掲げるアベノミクスの柱の1つでもあり、最重要課題にもあげられている地方創生により、今後さらなる多様化が予想されるニーズに応えるためには、地域密着型の営業活動をよりスピーディーに展開するという観点からも、かかる在庫量の拡充が当社・代理店共に必要不可欠であると考えております。

また、当社グループが今後、収益を確保し、かつ、安定的に成長していくためには、上記の取組みやトナーカートリッジ、インクカートリッジ等のマーケティングサプライ品の在庫量を拡充だけに留まらず、マーケティングサプライ事業や平成27年4月15日付「簡易株式交換によるルクソニア株式会社の完全子会社化及び主要株主の異動に関するお知らせ」にて公表したとおり、当社グループが中核事業として育成をすすめる環境関連事業において積極的なM&Aや業務提携による既存事業規模の拡大、事業領域の拡大、並びに収益基盤の確保を図っていくことと、既存事業だけではなく新規事業分野においても積極的なM&Aや業務提携を行い、事業育成及び収益基盤の構築が当社グループの安定基盤の確立並びに企業価値向上に資すると判断いたしました。

M&Aや業務提携にかかる費用は先行投資となる一方で、それらの収益化の時期や規模などは不確定であり、当社の運転資金（在庫拡充の仕入れ資金）や財務基盤の健全性を維持し、かつ、手元資金を可能な限り確保するためには、新たな資金調達が必要であることから、当社はあらゆる資金調達の選択肢について、当社の経営方針や経営戦略及び当社グループの資金需要について理解いただける割当予定先から調達することを検討し、今回、本第三者割当による新株式及び新株予約権による資金調達を実施することを決議いたしました。

本件資金調達は、当社運転資金、当社グループのM&A資金、および、当社グループまたはM&Aで取得する企業の運転資金等に充当することにより、当社グループ全体の事業成長の加速と財務体質の改善を実現し、最終的には当社の企業価値増大に寄与するものと判断しております。

#### (2) 資金調達の方法として本新株式及び本新株予約権を選定した理由

当社グループが今後、収益を確保し、かつ、安定的に成長していくためには、マーケティングサプライ事業における在庫量の拡充及び新商材の獲得による当該事業の発展を図ることはもとより、マーケティングサプライ事業や環境関連事業において積極的なM&Aや業務提携による既存事業規模の拡大、事業領域の拡大、並びに収益基盤の確保を図っていくこと、また、既存事業だけではなく新規事業分野においても積極的なM&Aや業務提携を行い、事業育成及び収益基盤の構築を行うことが当社グループの安定基盤の確立並びに企業価値向上に資すると判断しております。しかしながら、上記のとおり当社の運転資金や財務基盤の健全性を維持していくために新たな資金調達が必要である一方で、当社グループは平成25年12月期並びに平成26年12月期において継続して経常損失を計上したことから間接金融による資金調達が困難な状況にあり、直接金融による資金調達を検討いたしました。

公募による新株発行については、現在の当社の財務状況や時価総額の大きさ等を考えると、引

受証券会社を見つけることは困難であり、第三者割当による方法が現実的であるとの考えにいたりしました。そして、第三者割当による資金調達において、新株式の発行は、株式価値の希薄化を一時に引き起こし、既存株主の利益を損なう恐れはありますが、確実に資金を調達できるメリットがあることから、割当予定先であるBENEFIT POWER INC. 及び後方支援投資事業組合と新株式発行による資金調達の方法で交渉を重ねてまいりました。しかし、割当予定先であるBENEFIT POWER INC. との交渉において、BENEFIT POWER INC. から当社の業績を勘案すると全額を新株で引き受けることは難しく、一部を新株予約権で引き受けたいとの要望があり、当社としても当社グループの資金ニーズの規模が14億円の大規模になることから、新株と合わせて新株予約権の割り当てを実施することで、当社グループのM&Aの進捗状況や財務状況に応じて、段階的に必要な資金を調達し、一度に大幅な希薄化が生じることを回避することができるメリットがあることから、BENEFIT POWER INC. と協議した結果、新株式及び新株予約権を併用する資金調達の方法を選択いたしました。

また、もう1つの割当予定先である後方支援投資事業組合との交渉においては、当社の業績を勘案すると新株で引き受けることはできず、新株予約権で引き受けたいとの要望があり、当社としても一度に大幅な希薄化が生じることを回避することができるメリットがあることから、後方支援投資事業組合と協議した結果、当社が段階的に資金調達をすることができる新株予約権のみを割り当てる資金調達の方法を選択いたしました。

したがって、当社としましては、BENEFIT POWER INC. は本新株式及び新株予約権を併用する方法、後方支援投資事業組合は新株予約権のみを割り当てる方法が本資金調達の方法として現時点における最良の選択であると判断いたしました。

### (3) 本新株予約権の特徴

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

<メリットとなる要素>

- ① 本新株予約権は、発行当初から行使価額は 240 円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から 4,584,000 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。
- ② 本新株予約権には、上述「本新株予約権の募集の概要」の「(8) その他」欄に記載のとおり、150%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。
- ③ 本新株予約権には、上述「本新株予約権の募集の概要」の「(8) その他」欄に記載のとおり、譲渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

<デメリットとなる要素>

- ① 本新株予約権の行使が進んだ場合、4,584,000株の新株式が交付されるため、大規模な既存株式の希薄化が生じること。
- ② 新株予約権の行使が進まない可能性

本新株予約権については、当社が割当予定先であるBENEFIT POWER INC. 及び後方支援投資事業組合に本新株予約権の行使を請求できる行使指定等の合意はなされておられません。したがって、当社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権の行使が進まず当社の予定する資金調達が十分に行えない可能性があります。但し、各割当予定先からは、当社の資金状況、

資金の必要性、M&Aの進捗状況を確認した上で、当社の株価が行使価額を上回っていることが望ましいが、仮に当社の株価が行使価額を下回っている場合であっても、株価が行使価額から一定の範囲内での下落に収まっていること、かつ、行使価額以上の株価上昇が見込めると各割当予定先が判断した場合には、本新株予約権の行使を行う予定であることを口頭で確認しております。

したがって、当社の予定する資金調達が行えないリスクを完全に払しょくすることはできないものの、一定の範囲内で当社の資金需要に応じた資金調達が可能であると判断しております。

### ③ 当社の株価が下落する可能性

割当予定先であるBENEFIT POWER INC. は、本新株予約権の行使によって取得した当社普通株式について市場において売却する可能性があります。この場合、当社の株価が下落する可能性があります。

## 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

### (1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	1,413,065,040円
(内訳)	
(ア) 新株式発行による調達額	300,024,000円
(イ) 第3回新株予約権の発行	12,881,040円
(ウ) 第3回新株予約権の行使	1,100,160,000円
① 発行諸費用の概算額	81,000,000円
② 差引手取概算額	1,332,065,040円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額には、登記費用約5,500,000円、有価証券届出書作成費用約500,000円、割当予定先調査費用約1,000,000円、フィナンシャル・アドバイザー費用(株式会社NGU、東京都千代田区永田町二丁目9番6号、代表取締役 小杉 洋介)70,000,000円(内訳は、新株式発行時に15,000,000円を支払い、新株予約権の行使時に行使額の5%を支払う契約であり、全量行使の場合に55,000,000円)、新株予約権の算定費用(東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役社長 能勢 元)3,000,000円及び、弁護士費用約1,000,000円が含まれております。

3. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

4. 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性があります。

### (2) 調達する資金の具体的な使途

<本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額	支出予定時期
①本社運転資金	261,874,000円	平成27年10月～平成28年9月
②M&A及び業務提携等に関する調査費用、財務・法務相談費用等	20,000,000円	平成27年10月～平成30年9月

(注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な用途>

具体的な用途	金額	支出予定時期
③M&A及び業務提携等の資金	1,050,191,040円	平成27年10月～平成30年9月

(注) 1. 上記の資金用途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。

2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金及び借入金（前述のとおり、現状間接金融による資金調達は困難ではありますが、本新株式の発行により調達した資金をもとに後述の商品在庫の拡充を行い事業成長、企業価値向上を行っていくことから、将来的に間接金融による資金調達の可能性があるため記載しております。）での充当もしくは株式交換による買収等にて対応予定ですが、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、M&A資金の用途又は金額を変更する可能性があります。M&A資金の用途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

① 本社運転資金

調達した資金のうち261百万円については、運転資金として当社の主力事業であるマーケティングサプライ事業を主とした商品在庫（トナーカートリッジ、インクカートリッジ等）拡充の為及び好条件での取引による仕入れ単価の低い取引による仕入の為に使用する予定であります。

上記「2. 募集の目的及び理由（1）資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、当社グループは、マーケティングサプライ事業における在庫量の減少から、マーケティングサプライ品のワンストップ・ベンダーでありながらも一部商品を品切れにより供給できない等、機会損失が発生している状況であります。本新株式による資金調達によってトナーカートリッジ、インクカートリッジ等の在庫量を拡充させることにより機会損失を低減させることが可能であると想定しております。また、スポットで発生する取引条件の良い現金仕入に積極的に取り組むことにより、仕入れ単価の安い商品を在庫で保有することが可能となり、競合他社との販売価格競争での訴求力を高めることが可能になると想定しております。したがって、在庫の拡充、仕入れ価格の低減により、安定した収益基盤を確保していけるものと想定しております。

また、当社グループが今後、収益を確保し、かつ、安定的に成長していくためには、マーケティングサプライ事業や環境関連事業において積極的なM&Aや業務提携による既存事業規模の拡大、事業領域の拡大、並びに収益基盤の確保を図っていく収益源を獲得並びに既存事業だけではなく新規事業分野においても積極的なM&Aや業務提携を行い、事業育成及び収益基盤の構築する事を目指しておりますが、それらの収益化の時期や規模などについては、不確定要素であるため、当面の期間（平成27年10月～平成28年9月まで）の運転資金に対する支払いとして、総額261百万円を充当し、在庫量の拡充を行い事業成長、企業価値向上を行います。

② M&A及び業務提携等に関する調査費用、財務・法務相談費用等

調達した資金のうち20百万円については、M&A及び業務提携等に関する初期費用等（調査費用、財務・法務相談費用等）として使用する予定であります。

M&A等における手法は多様化、複雑化しており、こうしたM&A等の対象となり得る候補企業に関する情報収集、具体的な候補の発掘、選定、また、実際の交渉、手続等に関する専門家が重要となってきます。加えて、複雑な取引を推進するためには、当然のことながら、候補企業に関する

法務・会計・税務面における調査を行う必要があります、これらに要する費用は、安価で済むものではありません。こうした先行費用は、案件の成否にかかわらず、常に先行して、かつ、継続的に支出することを要するものであり、当社が望むM&Aを実現するためには不可欠の費用であります。

したがって、具体的なM&A等に係る買収資金とは別の継続的な必要経費として、かかる専門家等に依頼する費用として、M&A取引を実現するために必要な費用として充当することを予定しています。

### ③ 将来における同業他社その他企業の買収、業務提携その他のM&A資金

上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達目的及び理由」に記載のとおり、当社グループは、今後、収益を確保し、かつ、安定的に成長していくために、マーケティングサプライ事業や環境関連事業において積極的なM&Aや業務提携による既存事業規模の拡大、事業領域の拡大、並びに収益基盤の確保を図っていく収益源を獲得することを目的とした新規事業分野における積極的なM&Aを行い、事業育成及び収益基盤の構築を目指しております。

当社は、事業育成及び収益基盤構築の一環として、平成27年4月15日付「簡易株式交換によるルクソニア株式会社の完全子会社化及び主要株主の異動に関するお知らせ」で公表しているとおり、ルクソニア株式会社（東京都港区 代表取締役：松田 健太郎 以下、「ルクソニア」といいます。）を平成27年5月に子会社化しております。

当社グループは、既存事業の環境関連事業において太陽光発電システムの販売サプライヤー及び太陽光発電施設の紹介並びに LED 照明の販売サプライヤーとして取り組んでおります。一方、ルクソニアの事業は LED 照明の製造・販売及び太陽光発電システムの EPC（EPC とは、設計

（Engineering）、調達（Procurement）、建設（Construction）の訳です。以下、「EPC」といいます。）ソリューションの提供であり、太陽光発電事業において、これまで当社が培ってきたノウハウとルクソニアが有する EPC のノウハウを融合することにより、一貫したサービスの提供を行うことが可能となりました。また、収益面においてもルクソニアが展開している EPCソリューションの提供は、今後も太陽光発電の工事案件を獲得し収益を上げることが予測され、十分な利益を獲得できる見込みであり、当社グループの収益に貢献していくものと考えております。

当社は、引き続き、積極的なM&Aによって既存事業規模の拡大、事業領域の拡大を図っていく方針ですが、収益基盤の確保を図るための収益源を獲得したいことから、M&Aのターゲットは既存事業（マーケティングサプライ事業、環境関連事業）のみではなく、新規事業分野におけるM&Aも積極的に行っていきたいと考えております。現時点においては、具体的なM&A案件が合意に至っているものはなく、現在は候補企業のリストアップや候補企業書類上における財務調査、当社グループとのシナジー効果などの事業面における検討を実施している段階であるため、具体的な事業構想を記載することができない状況ではありますが、M&A案件が成立・確定した場合には、速やかに開示いたします。当社グループとのシナジー効果（商品の共有、商流の共有及び物流の共有等）が期待される商社や流通に関連した分野をターゲットとして考えております。しかしながら、新たな収益源の獲得及び収益基盤の構築が必要であると考えていることから対象とする業種又はエリアは限定せずに幅広くM&A案件を発掘していきたいと考えております。また、当社が対象としている事業規模は、売上高10～100億円規模、案件規模は、3～8億円規模の案件を複数獲得するこ

とを想定しており、今回の資金調達はこのM&A案件に係る取得資金の一部に充当する予定であります。また、M&Aで取得する企業の運転資金等に充当する可能性も想定しております。なお、具体的なM&A案件が確定した際は、改めて情報開示をいたします。上述の通り、現時点においては、確定したM&A案件はありませんが、複数の候補企業をリストアップしており、今後のM&Aの手付金等の支払いの可能性も想定して、M&A資金の支出時期を本新株予約権の割当日直後である平成27年10月～平成30年9月と設定しております。また、支出予定時期の期間内において、当社が満足する条件のM&A案件を見つけることができなかつた又は成約に至らず資金を充当できなかった場合においても、当社としてはM&A案件の発掘を継続していき、M&A案件が成約した段階で、資金を支出していく意向であります。

また、M&Aの実施に際しては、アドバイザー会社やコンサルティング会社等からの情報提供があるものの、当社に独占的に情報が提供されることはなく、また、ある程度の案件総数があったとしても、当社の希望に合致する案件は少ないのが現状であり、対象案件の獲得においては競合他社よりも迅速に条件提示を行うことで、一定期間の独占交渉権を得る必要があります。

そのため、経営判断と取得資金の調達を要求されることとなるため、具体的な交渉が開始されてから資金調達を検討したのでは、貴重なビジネスチャンスを逃してしまう可能性が高く、かつ、資金調達の可否が不透明な状況で交渉を進捗させることは困難であるため、迅速かつ適時なM&Aを実現するためにも、今回の資金調達を決定いたしました。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社の既存事業の強化と収益機会の拡大を実現していくとともに、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。よって当該資金使途は、企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものであり、合理的であると判断しております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠とその具体的内容

###### ① 本新株式

本新株式における発行価額は、割当予定先との協議の結果、本新株式に係る取締役会決議日の直前営業日（平成27年8月11日）の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社株式の終値240円を基準とし、割当予定先との協議した結果、直前営業日の終値である240円から10%ディスカウントした216円といたしました。

上記発行価額は、直近の市場価額に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付以下、「日証協指針」といいます。）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額）を基準として決定することとされているため、本件第三者割当の発行価額を決定する際にも、本件第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日の終値を基準といたしました。

また、発行価額のディスカウント率を10%とした経緯としましては、当社と割当予定先との発行価額における交渉は、直近の市場価額に基づく直前営業日の終値を前提として交渉を行いましたが、当社グループが、平成26年12月期において2期連続の純損失を計上していることに加え、平成27年12月期第1四半期においても純損失144百万円を計上していることから、



割当予定先から相当程度のディスカウントを求められており、当社としても、当社の脆弱な財務状況において本新株式の発行を実現するには、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年 4 月 1 日）に準拠する 10%を超えない範囲で、相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断し、発行価額について割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れた結果によるものとなります。

なお、当該発行価額は、本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日の終値である 240 円から 10%のディスカウント、当該直前営業日までの 1 カ月間の終値平均である 244 円から 11.48%のディスカウント、当該直近営業日までの 3 カ月間の終値平均である 241 円から 10.37%のディスカウント、当該直近営業日までの 6 か月間の終値平均である 237 円から 8.86%のディスカウントとなっております。

以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役 3 名（うち 2 名は社外監査役）全員からも、取締役会において決定された発行価額は、取締役会決議日の直前営業日の終値に基づくものであることから、既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであり、また、10%のディスカウント率についても、本第三者割当による増資規模（3 億円）の必要性、本第三者割当で発行する当社株式の流通量が既存株主に与える影響（詳細は、下記「(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」を参照）、当社の業績及び信用リスク、割当予定先である BENEFIT POWER INC. が負う価格下落リスクの諸観点から当該ディスカウント率の合理性について十分な検討が行われていること及び日証協指針も勘案されていることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

## ② 本新株予約権

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号、代表者：代表取締役社長 能勢 元）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

また、当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

なお、当該機関による算定の条件として、基準となる当社株価 240 円（平成 27 年 8 月 11 日の終値）、権利行使価額 240 円、ボラティリティ 51.69%（平成 24 年 7 月から平成 27 年 7 月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間 3 年、リスクフリーレート 0.010%（評価基準日における中期国債レート）、配当率 0%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権 1 個につき 280.3 円との結果を得ております。

本新株予約権の行使価額については、本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 240 円といたしました。本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の前営業日の株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の終値を基準値として算定したのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したのによります。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

i. 割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、

行使期間最終日（平成 30 年 9 月 29 日）に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

ii. 取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項の発動前提は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して本新株予約権の行使価額の 150%を超過した場合に発動することとしております。

なお具体的な取得条項の発動時の株価水準は行使価額 240 円に 150%を乗じた 360 円（小数点以下切捨て）としており、取得条項が発動された場合、割当先がすべての本新株予約権を行使するものとしております。当社は、取得条項がない場合についても、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

iii. 株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

行使後の株価 = (行使時株価 × 発行済株式総数 + 行使価額 × 行使による発行株式数) / (発行済株式総数 + 行使による発行株式数)

なお任意取得条項の発動時の株価水準である 360 円の時に全量行使されたと仮定した場合、希薄化により株価が 306 円（小数点以下切捨て）に低下するとの前提としております。

行使後の株価 = (360 円 × 5,731,900 株 + 240 円 × 4,584,000 株) / (5,731,900 株 + 4,584,000 株) = 306 円

iv. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を 1 営業日あたり 1,020 株（最近 3 年間の日次売買高の中央値である 10,200 株の 10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の 10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の 100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の 100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である 100%のうち平均してその 10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価額への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の 10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。なお、前述 i. に記載の通り、行使期間最終日（平成 30 年 9 月 29 日）に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しているため、株式の流動性から行使期間中に売却できなかった株式については、行使期間終了後においても株式の売却を 1 営業日あたり 1,020 株ずつ継続していく前提を置いております。

v. その上で、当社は本新株予約権の公正価値（1 個当たり 280.3 円）と本新株予約権の払込金額（1 個当たり 281 円）を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値を大

きく下回る水準ではなく、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査役3名（うち2名は社外監査役）全員から、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、当社と取引関係がなく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同額を上回る払込金額を決定していることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ1,389,000株及び4,584,000株の合計5,973,000株となり、平成27年6月30日現在の発行済株式総数5,731,900株（議決権数57,315個）に対して、合計104.21%（議決権比率104.21%）の希薄化が生じます。

したがって、希薄化率が25%以上となることが見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、独立した第三者からの意見の入手または株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなりますが、当社は本第三者割当増資の妥当性について、株主の意思確認を実施することとし、平成27年9月18日開催予定の臨時株主総会に付議することとしております。

また、本株式の発行及び本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数5,973,000株を行使期間である3年間（245日／年営業日で計算）で売却とした場合の1日当たりの数量は8,126株となり、当社株式の過去6ヵ月間における1日当たりの平均出来高51,099株の15.9%であり、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

当社といたしましては、今回の資金調達には、当社グループが今後、収益を確保し、かつ、安定的に成長していくためには、マーケティングサプライ事業や環境関連事業において積極的なM&Aや業務提携による既存事業規模の拡大、事業領域の拡大、並びに収益基盤の確保を図っていく収益源を獲得並びに既存事業だけではなく新規事業分野においても積極的なM&Aや業務提携を行い、事業育成及び収益基盤の構築するためには必要不可欠であり、当社及び当社グループの業績回復が進むことによって既存株主様の利益につながるものであることから、今回の第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものであると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

割当予定先 1

① 名称	BENEFIT POWER INC. (ベネフィット パワー インク)	
② 所在地	Wickhams Cay 1, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	
③ 設立根拠等	英領バージン諸島に設立された法人	
④ 代表者の役職・氏名	Director ZOU DAOJI	
⑤ 事業内容	投資運用事業	
⑥ 資本金	1 米ドル	
⑦ 設立年月日	2012 年 11 月 15 日	
⑧ 発行済株式数	1 株	
⑨ 決算期	10 月	
⑩ 従業員	0 人	
⑪ 要取引先	ドイツ銀行	
⑫ 株主及び持ち株比率	ZOU DAOJI 100%	
⑬ 国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
⑭ 当事会社間の関係	資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

割当予定先 2

① 名称	後方支援投資事業組合	
② 所在地	東京都港区赤坂二丁目9番2号	
③ 設立根拠等	民法に規定する任意組合	
④ 組成目的	有価証券等への投資	
⑤ 組成日	平成27年7月1日	
⑥ 出資の総額	510,000,000円(予定)	
⑦ 出資者・出資比率・出資者の概要	中谷 正和 99.96%	
⑧ 業務執行組合員 (General Partner) の概要	名称	ソラ株式会社
	所在地	東京都港区赤坂二丁目9番2号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 中谷 正和
	事業内容	投資運用業
	資本金の額	30万円
⑨ 国内代理人の概要	名称	該当なし
	所在地	—
	代表者の役職・氏名	—
	事業内容	—
	資本金の額	—
⑩ 当社との関係等	上場会社(役員・役員関係や・大株主を含む。)と当該ファンドの関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接を問わず出資はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者(原出資者を含む。)との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と業務執行組合員の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関連会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と国内代理人との間の関係	該当なし

割当予定先並びに割当予定先の役員、主要株主等の関係者並びに関係会社及び後方支援投資事業組合に対する出資者の借入先(以下、「割当予定先等」と総称します。)が反社会的勢力との関係を有しているか否か、並びに各割当予定先等が違法行為に関与しているか否かについて、第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都港区赤坂2丁目8番11号、代表取締役 羽田 寿次)に調査を依頼いたしました。その結果、いずれの割当予定先等についても、いわゆる反社会的勢力との関係を有することを示唆する情報、違法行為に関与していることを示唆する情報は確認されず、また、重要な懸念点、問題事項も確認されなかったとの回答を得ております。しかしながら、BENEFIT POWER INC.の代表者であるZOU DAOJI氏についての情報量が不足している為、状況に応じてヒアリング

等の手法を用い、これまでの経緯等を確認する必要があるものと考察されると調査報告書に記載があったことから、反社会的勢力との関係及び個人の属性を確認し、ZOU DAOJI氏が反社会的勢力との関係がないこと及び投資運用業を行う中国の資産家である投資家であることをヒアリングを行い確認いたしました。また、後方支援投資事業組合の出資者である中谷氏が借入を行うwealth multi limitedに対し、wealth multi limitedについての情報量が不足している為、状況に応じてヒアリング等の手法を用い、これまでの経緯等を確認する必要があるものと考察されると調査報告書に記載があったことから、反社会的勢力との関係、設立の経緯等を確認し、wealth multi limitedが反社会的勢力と関係がないこと、設立の経緯及び投融资の実績等のヒアリングを行い確認いたしました。よって、当社は、各割当予定先等が反社会的勢力との関係を有さず、違法行為にも関与していないと判断いたしました。なお、当社は、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社グループが今後、収益を確保し、かつ、安定的に成長していくためには、マーケティングサブライ事業や環境関連事業において積極的なM&Aや業務提携による既存事業規模の拡大、事業領域の拡大、収益基盤の確保並びに既存事業だけではなく新規事業分野においても積極的なM&Aや業務提携を行い、事業育成及び収益基盤の構築を図っていく必要があると判断しておりますが、これらを実行していくために、前述「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載の資金ニーズを満たすことを目的として、資金調達を検討するに至りました。M&Aや業務提携にかかる費用は先行投資となる一方で、それらの収益化の時期や規模などは不確定であり、当社の運転資金や財務基盤の健全性を維持し、かつ、手元資金を可能な限り確保するためには、新たな資金調達が必要であると考えております。しかし、当社の業績が悪化していることから間接金融による資金調達が困難な状況にあることから、直接金融による資金調達を検討する中、当社グループのM&Aや業務提携によって収益基盤の確保を図っていくために必要な資金を調達するために、資金調達の確実性を考慮した新株式の発行による資金調達を割当予定先である BENEFIT POWER INC. 及び後方支援投資事業組合と交渉してまいりましたが、当社グループの資金ニーズの規模が14億円の大規模になることから、割当予定先である BENEFIT POWER INC. との交渉において、当社の業績を勘案すると全額を新株で引き受けることは難しく、一部を新株予約権で引き受けたいとの要望があり、当社としても当社グループの資金ニーズの規模が14億円の大規模になることから、段階的に必要な資金を調達し、一度に大幅な希薄化が生じることを回避することができるメリットがあることから新株式の発行と併せて新株予約権の発行を併用する方法といたしました。また、もう1つの割当予定先である後方支援投資事業組合との交渉においては、当社の業績を勘案すると新株で引き受けることはできず、新株予約権で引き受けたいとの要望があり、当社としても一度に大幅な希薄化が生じることを回避することを優先し、段階的に資金調達することができるメリットがあることから、新株予約権のみを割り当てる方法で本資金調達を実施することといたしました。

今回の割当予定先である BENEFIT POWER INC. は、投資方針が純投資であり、当社の経営に積極的に介入する意思がなく、当社の経営方針・経営戦略に理解を示していただける投資家の紹介を当社のファイナンシャル・アドバイザーであります株式会社NGU（東京都千代田区永田町二丁目9番6号 代表取締役 小杉洋介 以下「NGU」という。）に平成27年5月頃に依頼し、割当予定先として平成27年6月頃に BENEFIT POWER INC. の代表者である ZOU DAOJI 氏（ZOU DAOJI 氏は投資運用業を行う中国の資産家である投資家でございます。また、BENEFIT POWER INC. は ZOU DAOJI 氏の個人資産により運用されております。）の紹介を受けました。

当社とNGUは、NGUの代表取締役である小杉洋介氏と当社代表取締役である吉田弘明が証券会社時代から親交があったことから、当社の代表取締役である吉田弘明が小杉洋介氏に投資家の紹

介を依頼したことによって、当社はNGUと本資金調達に関する協議を重ね、当社の状況や資金調達の目的・事業方針に理解を示していただける割当予定先としてBENEFIT POWER INC.の代表者であるZOU DAOJI氏をご紹介いただいております。

BENEFIT POWER INC.の代表者であるZOU DAOJI氏に対し、当社の経営環境、経営課題、経営戦略や資金調達の目的、今後の経営戦略を説明し、資金調達の確実性を考慮した新株式の発行による資金調達を交渉しましたが、当社の業績を勘案すると全額を新株で引き受けることは難しく、一部を新株予約権で引き受けたいとの要望があったことや、当社としても当社グループの資金ニーズの規模が14億円の大規模になるため、一度に大幅な希薄化が生じることを回避することを優先したかったこともあり、新株と新株予約権を併用する方法でZOU DAOJI氏と協議した結果、ZOU DAOJI氏に本第三者割当における新株式の引受及び新株予約権の引受について理解をいただき、今回の資金調達の支援をして頂くことになりました。

また、もう1つの割当予定先であります後方支援投資事業組合につきましては、当社と後方支援投資事業組合は、後方支援投資事業組合の業務執行組合員であるソラ株式会社の代表取締役である中谷正和氏と当社代表取締役である吉田弘明が学生時代及び証券会社時代以降も親交があったことから、平成27年4月頃から当社代表取締役である吉田弘明が中谷氏に資金調達の相談をし、当社の経営環境、経営課題、経営戦略や資金調達の目的、今後の経営戦略を説明し、資金調達の確実性を考慮した新株式の発行による資金調達を交渉しておりましたが、当社の業績を勘案すると新株で引き受けることはできず、新株予約権で引き受けたいとの要望があり、当社としても一度に大幅な希薄化が生じることを回避することを優先し、段階的に資金を調達できる新株予約権のみの引き受けを依頼したところ、中谷氏からご理解をいただき、中谷氏が代表を務めるソラ株式会社が組成する後方支援投資事業組合で新株予約権を引き受けただけのこととなりました。

当社としましては、割当予定先であるBENEFIT POWER INC.は、純投資を目的としており、当社の経営へ関与する意向がないことが明らかであり、また、もう1つの割当予定先である後方支援投資事業組合は、中長期保有を目的としておりますが、当社の経営へ関与する意向はなく、今後の当社グループの事業展開を進めることについても、当社及び当社グループとの友好的な協力関係を築いていける割当予定先であると考えており、当社の収益性、将来性を高めるうえで、最良の選択であると考え、BENEFIT POWER INC.及び後方支援投資事業組合を本資金調達の割当予定先として選定いたしました。

### (3) 割当予定先の保有方針

#### ① 新株式

割当予定先であるBENEFIT POWER INC.は、本株式の保有目的は純投資目的であることを口頭で確認しております。但し、割当予定先は、売却にあたっては、当社普通株式の株価への影響、その他当社に与える影響を総合的に勘案して行う方針とのこともあわせて口頭で確認しております。なお、当社は、割当予定先であるBENEFIT POWER INC.から、割当予定先が払込日から2年以内に本株式により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

#### ② 新株予約権

本新株予約権の割当予定先であるBENEFIT POWER INC.の保有目的について、本株式と同様に保有目的は純投資目的であり、本新株予約権の行使によって取得した当社普通株式については、当社普通株式の市場価額よりも本新株予約権の行使価額が低い場合には、新株予約権を行使したうえで、当社普通株式を市場で売却する可能性があることを口頭で確認しております。

また、本新株予約権の割当予定先である後方支援投資事業組合からは、本新株予約権の行使によって取得した当社普通株式については、当社の事業育成及び収益基盤の構築を目指していく経営方針に理解を頂いており、当該方針が株価に反映されるまでには一定の期間を要するとの判断から保

有方針は純投資ではなく、中長期的に保有する方針であることを口頭で確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先であるBENEFIT POWER INC.の財政状態について、BENEFIT POWER INC.から平成27年7月2日現在の残高証明書を受領しており、本新株式及び本新株予約権の発行に要する金額の払込に必要な資金として、十分な現預金を有していることを確認しております。

また、割当予定先である後方支援投資事業組合の財政状態についても、本新株予約権の発行及び行使に要する金額の払込に必要な資金の調達として同組合の出資者である中谷氏個人の預金通帳の写し及び中谷氏を借主とし、wealth multi limited (263 Main Street, P. O. Box 2196, Road Town, Tortola, British Virgin Islands Director Junji Shimizu)を貸主とする限度貸付契約書にて確認しております。また、wealth multi limitedの財政状態については、平成27年8月1日現在の残高証明書を受領しており、十分な現預金を有していることを確認しております。なお、当該限度貸付契約書には本新株予約権（行使により取得した株式を含む）に対する担保設定等に関する条項はございません。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

募集前 (平成27年6月30日現在)		新株式募集後		新株予約権募集後	
吉田 弘明	20.06%	BENEFIT POWER INC.	19.51%	BENEFIT POWER INC.	33.237%
松田 健太郎	14.73%	吉田 弘明	16.15%	後方支援投資事業組合	17.80%
日本証券金融株式会社	6.79%	松田 健太郎	11.86%	吉田 弘明	9.82%
眞下 法久	2.45%	日本証券金融株式	5.47%	松田 健太郎	7.21%
荒井 孝	2.08%	眞下 法久	1.97%	日本証券金融株式会社	3.33%
加賀谷 幸男	1.98%	荒井 孝	1.68%	眞下 法久	1.20%
渡邊 栄志	1.74%	加賀谷 幸男	1.60%	荒井 孝	1.02%
瀬戸 克之	1.74%	渡邊 栄志	1.40%	加賀谷 幸男	0.97%
平田 知良	1.69%	瀬戸 克之	1.40%	渡邊 栄志	0.85%
西田 孝昭	1.50%	平田 知良	1.36%	瀬戸 克之	0.85%

(注) 1. 募集前の「持株比率」は、平成27年6月30日現在の株主名簿及び平成27年8月11日までに当社が確認した大量保有報告書等に基づき記載しております。

2. 割当予定先であるBENEFIT POWER INC.の本新株式及び本新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、BENEFIT POWER INC.は、本新株式及び本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。

8. 今後の見通し

第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行による当期（平成27年12月期）の業績に与える影響軽微であります。なお、M&Aが成立・確定された場合等、将来の業績に変更が生じる場合には、適宜開示を行う予定です。



9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ 1,389,000 株及び 4,584,000 株の合計 5,973,000 株となり、平成 27 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 5,731,900 株（議決権数 57,315 個）に対して、合計 104.21%（議決権比率 104.21%）の希薄化が生じます。

したがって、希薄化率が 25%以上となることが見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条に基づき、独立した第三者からの意見の入手または株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなります。

そこで、当社は、本第三者割当増資の妥当性について、株主の意思確認を実施することとし、平成 27 年 9 月 18 日開催予定の臨時株主総会において、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行について普通決議による承認が得られることを条件としております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 過去3年間の業績

決算期	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
売上高（千円）	20,928,662	20,462,354	16,139,452
営業利益（千円）	366,659	△86,636	△521,476
経常利益（千円）	299,923	△131,980	△518,783
当期純利益（千円）	133,195	△165,966	△497,986
1株当たり当期純利益（円）	27.25	△33.95	△101.88
1株当たり配当金（円）	1,000	500	—
1株当たり純資産額（円）	342.36	318.92	225.26

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成27年8月11日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	5,731,900 株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	440,000 株	7.67%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
始値	19,000 円	32,000 円	258 円
高値	37,000 円	38,500 円 ※263 円	475 円
安値	17,310 円	23,300 円 ※248 円	208 円
終値	32,400 円	258 円	235 円

(注) 1. 最高・最低株価は、平成22年4月1日より大阪証券取引所 J A S D A Q におけるものであり、平成22年10月12日より大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) におけるものであり、平成25年7月16日より東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) におけるものであります。それ以前はジャスダック証券取引所におけるものであります。

2. ※印は、株式分割 (平成26年1月1日、1株→100株) による権利落後の最高・最低株価を示しております。

① 最近6ヶ月間の状況

	平成27年 2月	3月	4月	5月	6月	7月
始値	225 円	233 円	214 円	251 円	242 円	222 円
高値	245 円	234 円	315 円	261 円	250 円	252 円
安値	217 円	210 円	211 円	241 円	222 円	211 円
終値	233 円	213 円	251 円	243 円	225 円	252 円

② 発行決議日前営業日株価

	平成27年8月11日
始値	238 円
高値	240 円
安値	235 円
終値	240 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

以上

募集株式の発行要項

- |                         |   |
|-------------------------|---|
| 1. 募集株式の種類              | 当社普通株式 1,389,000 株  |
| 2. 払込金額                 | 1 株につき 216 円  |
| 3. 払込金額の総額              | 300,024,000 円   |
| 4. 増加する資本金及び<br>資本準備金の額 | 資本金 金 150,012,000 円<br>資本準備金 金 150,012,000 円                                    |
| 5. 申込日                  | 平成 27 年 9 月 30 日  |
| 6. 払込期日                 | 平成 27 年 9 月 30 日  |
| 7. 募集又は割当方法             | 第三者割当による  |
| 8. 割当先及び割当株式数           | BENEFIT POWER INC. 1,389,000 株  |
| 9. 払込取扱場所               | 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 神田支店  |
| 10. その他                 | ①上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。<br>②その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。 |

ハイブリッド・サービス株式会社  
第3回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称                   ハイブリッド・サービス株式会社第3回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額   金 12,881,040 円
3. 申込期日                           平成 27 年 9 月 30 日
4. 割当日及び払込期日               平成 27 年 9 月 30 日
5. 募集の方法及び割当先  
   第三者割当の方法により割り当てる。  
   BENEFIT POWER INC.       25,000 個  
   後方支援投資事業組合     20,840 個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 4,584,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号ないし第(4)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数               45,840 個
8. 各本新株予約権の払込金額       本新株予約権 1 個につき金 281 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金 240 円とする。
10. 行使価額の調整
- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ②株式分割により当社普通株式を発行する場合  
調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合  
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。  
②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。  
③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。  
①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。  
②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予

約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間  
平成 27 年 9 月 30 日（本新株予約権の払込完了以降）から平成 30 年 9 月 29 日までとする。但し、第 14 項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 本新株予約権の取得事由  
当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、行使価額の 150%を上回った場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の 20 取引日前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき金 281 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる（本項に基づく本新株予約権の取得を請求する権利を、「本取得請求権」という。）。なお、当社が、本取得請求権を行使できることとなった日（東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して行使価額の 150%を上回った場合の当該 20 取引日目の日）から 30 取引日の間に、上記通知又は公告を行わない場合、当社は本取得請求権を喪失するものとする。なお、当社が本取得請求権の一部を行使し又は喪失した後、再び本取得請求権の行使条件が充たされた場合、当社は本取得請求権を新たに取得するものとし、当該本取得請求権については本項の規定が同様に適用される。なお、本取得請求権により本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。
14. 新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
16. 新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 17 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
  - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 18 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第 17 項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第 18 項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。
17. 行使請求受付場所  
ハイブリッド・サービス株式会社 管理部
18. 払込取扱場所  
株式会社三菱東京 UFJ 銀行株式会社 神田支店
19. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い  
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予

約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付できるものとする。この場合においては、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④ 新株予約権を行使することのできる期間

第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第 15 項に準じて決定する。

⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦ その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。

⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

20. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上